

令和2年3月4日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
広島県保険医協会理事長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
医務課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
医療機関、社会福祉施設等の対応について（通知）

このことについて、令和2年2月28日付けで、厚生労働省から事務連絡がありました。

医療機関に係る内容としては、次のとおりですので、御了知いただくとともに貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

○ 医療機関等における人員確保支援、配置基準や報酬算定要件等について

今般の学校等の臨時休業に伴い、自宅での子育て等を理由として勤務することが困難となる医師等（臨時的な代替職員として一時的に他の医療機関等で従事することとなる者を含む。）については、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2及び第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。この場合における保険医療機関等の診療報酬上の施設基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）【別添1】中2及び3に基づき行って差し支えない。なお、これらの取扱いをする場合においては、医療機関等における安全確保に努めるとともに、職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。

添付通知

- 1 「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業に係る医療従事者等に対する対応について（令和2年3月2日広島県健康福祉局長通知）

担当 医務課医務グループ  
電話 082-513-3056(ダイヤルイン)  
(担当者 工藤)

事務連絡  
令和 2 年 2 月 14 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
-----------------------------------------------------------------------------------	----

厚生労働省保険局医療課

## 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該保険医療機関の入院基本料に係る施設基準について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いは、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関の診療報酬上の評価を適切に行う観点から行うものであって、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきであることを申し添える。

## 記

## 1. 定数超過入院について

- (1) 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成 18 年 3 月 23 日保医発第 0323003 号）の第 1 の 3 において、保険医療機関が、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いに係り、「災害等やむを得ない事情」の場合は、当該入院した月に限り減額の対象としないとされているところである。今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより超過入院となった保険医療機関にあっては、この規定にかかわらず、当面の間、同通知第 1 の 2 の減額措置は適用しないものとする。
- (2) (1) の場合においては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」（平成 30 年厚生労働省告示第 68 号）の第 4 項第一号に掲げる D

P C対象の保険医療機関が医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いによらず、当面の間、従前の通り診断群分類点数表に基づく算定を行うものとする。

## 2. 施設基準の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第2号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第3の1(1)の規定にかかわらず、当面、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

(2) また、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

(3) 上記と同様の場合、D P C対象病院について、「D P C制度への参加等の手続きについて」（平成30年3月26日保医発0326第7号）の第1の4(2)②に規定する「D P C対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとする。

(4) (1) から(3)の届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。

## 3. 診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL:03-5253-1111 (内線 3172) FAX:03-3508-2746
----------------------------------------------------------------------

(別添)

問1 保険医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等を医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合等は、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。

(答)

当面の間、以下の取扱いとする。

<原則>

実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。

<会議室等病棟以外に入院の場合>

速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則とするが、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を算定する。

この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。

<医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合>

○ 入院基本料を算定する病棟の場合

入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。）。

ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する。

○ 特定入院料を算定する病棟の場合

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は13対1又は15対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定。）。

問2 保険医療機関において新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

(答)

保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば

回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など) した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。

問3 新型コロナウイルス感染症患者等を第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院させた場合、A210の2二類感染症患者入院診療加算を算定できるか。

(答)

算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。

問4 新型コロナウイルス感染症患者等を個室に入院させた場合には、A220-2二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるか。

(答)

問3と同様に、算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。なお、A210の2二類感染症患者入院診療加算との併算定も、要件を満たせば可である。

問5 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が「帰国者・接触者相談センター」等に連絡し、その指示等により、200床以上の病院で、帰国者・接触者外来等を受診した場合、初診時の選定療養費の取扱いはどうなるか。

(答)

この場合、「緊急その他やむを得ない事情がある場合」に該当するため。初診時の選定療養費の徴収は認められない。

## 別添 2

令和 2 年 3 月 2 日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
広島県保険医協会理事長様  
公益社団法人広島県看護協会会長様  
公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
医務課  
薬務課

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業に係る医療従事者等に対する対応について（通知）

医療・福祉・介護行政の推進については、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大を防止する観点から、令和 2 年 2 月 28 日付けで、県教育委員会教育長から各市町教育委員会教育長宛てに、別紙（写）のとおり、市町立小学校臨時休業中については、放課後児童クラブで受入体制が整うまでの間を目途に、個別に学校で受け入れることを検討するよう通知しています。

また、県健康福祉局安心保育推進課長から各市町放課後児童クラブ主管課長宛てに、別添（写）のとおり、放課後児童クラブの運営について、可能な限り柔軟な対応をとるなど、各市町教育委員会担当課と連携し、適切な対応を行うよう通知しています。

については、医療・介護体制を確保するため、医療、福祉、介護従事者に配慮した学校対応を行う趣旨を盛り込んだ各通知について、御了知いただくとともに貴会会員へ周知いただくようお願いします。

なお、各市町立学校における新型コロナウイルス感染症への対応の進め方については、各市町教育委員会及び各市町放課後児童クラブ主管課等の判断となりますことを申し添えます。

担当 医務課医務グループ  
電話 082-513-3056(ダイヤルイン)  
(担当者 工藤)

担当 薬務課薬事グループ  
電話 082-513-3222(ダイヤルイン)  
(担当者 上田)



令和 2 年 2 月 28 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長  
(義務教育指導課)

新型コロナウイルス感染症対策のため市町立学校における  
一斉臨時休業について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長に通知しました。

については、貴教育委員会において、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるにあたり、参考にしてください。

なお、自宅で過ごすことが難しい児童生徒については、放課後児童クラブ等の受入体制が整うまでの間を目途に、次の例を参考に、個別に学校で受け入れることを検討してください。

【受入れの対象例】

- 小学校低学年の児童のうち、保護者が医療従事者又は介護保険施設等の社会福祉・介護事業従事者\*で、やむを得ず仕事を休めない場合
- 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合

【預かり中の対応例】

- 一人当たりのスペースをできるだけ広く確保する。
- 原則として、当該児童生徒の学級担任が担当する。
- 原則として、担当教諭の指示のもと、既習部分の自習を行うこととする。
- 昼食は持参させる。

※参考：新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン (平成 19 年 3 月 26 日)

担当 教育振興担当  
電話 082-513-4977 (ダイヤル)  
(担当者 蓮浦)





令和2年2月28日

各県立高等学校長様  
各県立中学校長様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のため高等学校における  
一斉臨時休業について（通知）

このことについて、文部科学事務次官から別紙のとおり通知がありました。

については、当該通知を踏まえ、感染の流行を早期に終息させるため、集団による感染拡大防止の観点から、次のとおり対応してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合があります。

- 1 令和2年3月2日（月）から各校が定める学年末休業日の開始日まで臨時休業とする。臨時休業期間中は、感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ次の点について留意すること。
  - ・生徒に対して、臨時休業期間中については、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
  - ・進路指導等の必要に応じて、最小限の生徒との個別対応は可能とする。
  - ・臨時休業期間中の部活動は行わない。
- 2 令和2年度公立高等学校入学選抜については、当初の日程どおり実施する。なお、各学校においては、対応可能な範囲でアルコール消毒液の設置など、感染防止の措置を講じること。
- 3 卒業式、修了式については、県内で感染が発生するまでは予定どおり実施する。
- 4 臨時休業中の終業式は実施しない。

担当 高校教育指導課振興係  
電話 (082)513-4992  
(担当者 松田, 安部)





元文科初第1585号  
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により学校へ出勤させないようにつて適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

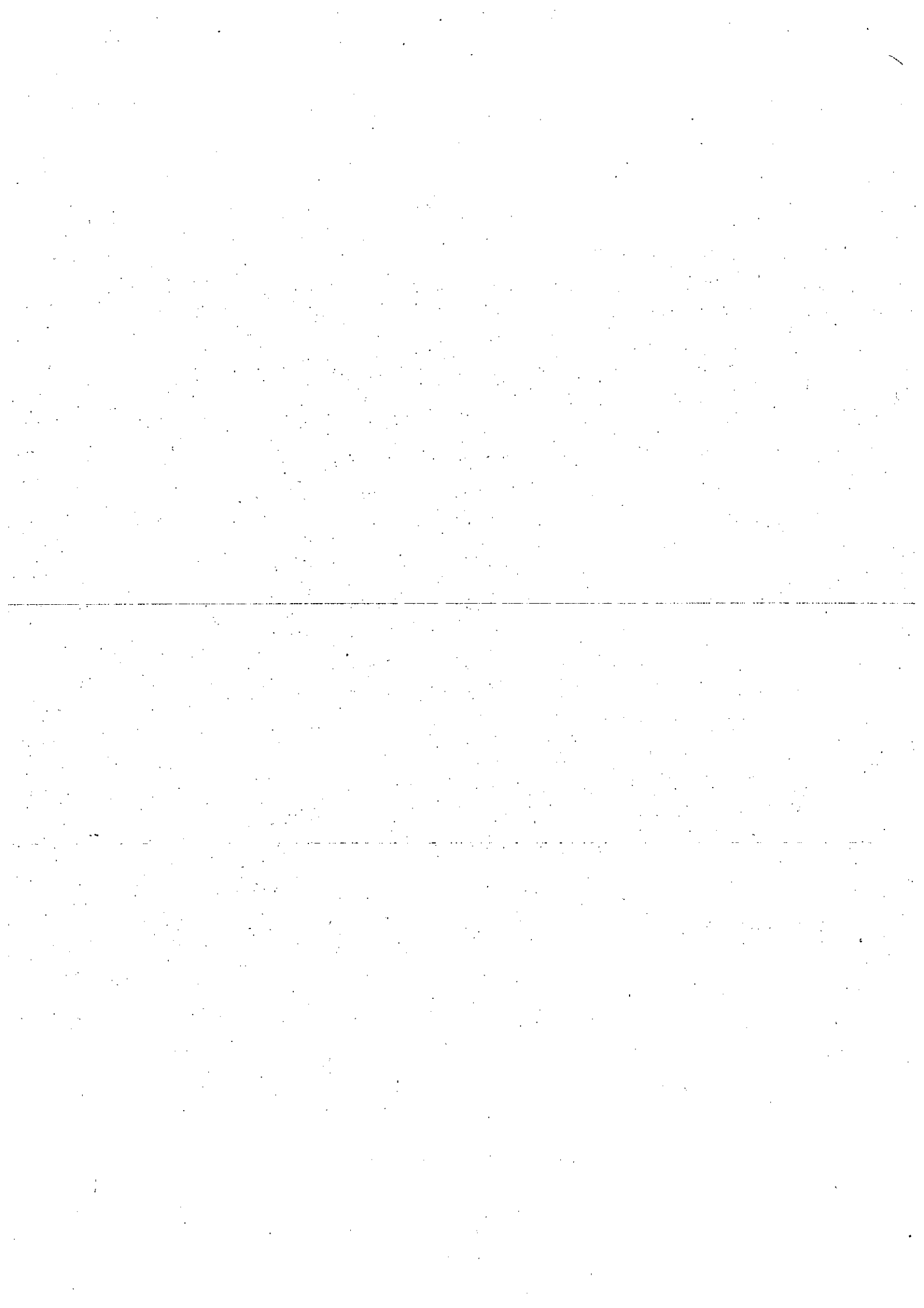
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）







別 添

令和2年2月28日

各市町放課後児童クラブ主管課長 様  
(政令市・中核市を含む。)

広島県健康福祉局安心保育推進課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

新型コロナウイルス感染症対策のための放課後児童クラブの  
運営について (通知)

このことについて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」に基づき、感染の防止に留意した上で、原則として開所していただき、長期休暇における開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしているところです。

これを受けて、県教育委員会教育長から各市町教育委員会教育長宛に、別紙（写）のとおり市町立小学校臨時休業中については、放課後児童クラブで受入体制が整うまでの間を目途に、個別に学校で受け入れることを検討するよう通知していますので、該当がある場合は、市町教育委員会担当課と連携し、適切な対応を行ってください。

また、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、感染予防に努めるとともに、多くの児童が密集して一定期間過ごすことがないように、一人当たりのスペースをできるだけ広く確保するため、小学校の空き教室などを一時的に活用することも、併せて検討してください。

担当：安心保育推進担当  
電話：082-513-3179 (ダイヤルイン)  
担当者：柏原